

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	1 12
法令名	河川法	根拠条項	第57条第1項		
許認可等	河川予定地における行為の許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>第57条 河川予定地において、次の各号の1に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 2 工作物の新築又は改築 <p>(許認可等の基準)</p> <p>河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建河政発第52号建設省河川局長通達)</p> <p>五 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川法(昭和39年法律第167号)の規定による処分に係る審査基準及び標準処理期間について <ol style="list-style-type: none"> (13) 第57条第1項(河川予定地における行為の制限)の審査基準について <p>河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。</p> 					